

# 電気料金制度について

2024年10月24日（木）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

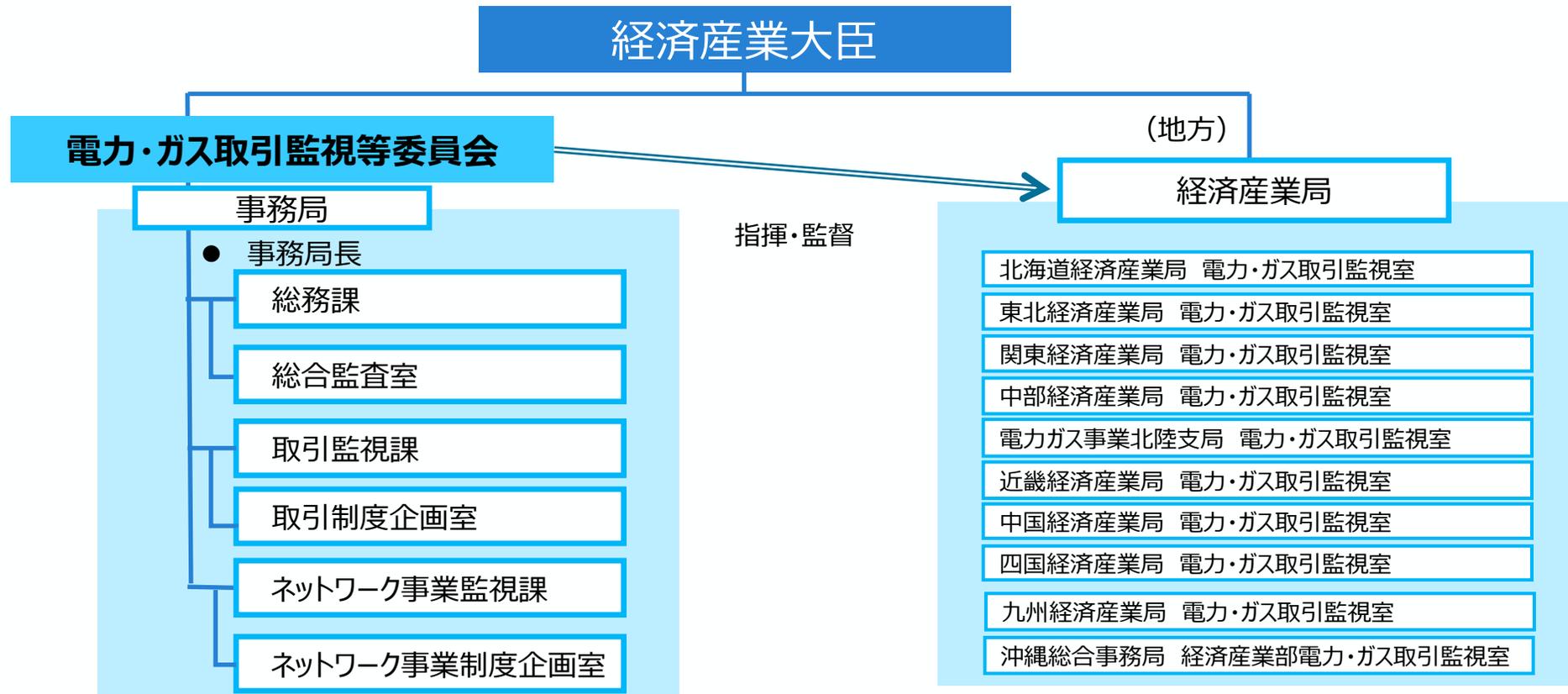
取引監視課



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 電力・ガス取引監視等委員会について

- 委員会は、電力・ガスの自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、健全な競争を確保するため2015年に設立された、経済産業大臣直属の組織。
- 委員会は、委員長（横山 明彦 東京大学 名誉教授）及び委員4名で構成。
- 事務局は、本省約80名、地方局約60名。弁護士や公認会計士等の外部の専門人材を積極的に採用。



# 委員長・委員の構成等

- 委員長及び委員は、電気事業法上、**法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験**を有し、その職務に関し、**公正かつ中立な判断**をすることができる者のうちから、**経済産業大臣が任命**（直近では、本年9月1日に任命。任期は3年。）。
- 委員長及び委員は、同法上、**独立して職権を行使**することとされている。

横山 明彦  
(委員長)



【工学】  
東京大学  
名誉教授

武田 邦宣  
(委員長代理)



【法律】  
大阪大学  
大学院法学研究科長・  
法学部長  
教授

岩船 由美子



【工学】  
東京大学  
生産技術研究所  
教授

村松 久美子



【会計】  
PwC Japan  
有限責任監査法人  
ディレクター  
公認会計士

松村 敏弘



【経済】  
東京大学  
社会科学研究所  
教授

# 電力・ガス取引監視等委員会の役割

- 委員長は、法律に基づき、電力・ガスの適正取引の監視や、ネットワーク部門の中立性確保のための規制等を厳正に実施。
- また、ガイドラインなどのルール整備にも取り組む。

## 厳正な取引等の監視

### ①不適正な行為の監視（報告徴収、立入検査等）

→必要に応じ、事業者への勧告等を行う

<例>

- ・ 消費者被害、新規参入者の阻害、取引所におけるインサイダー取引や相場操縦
- ・ 送配電部門による中立性を欠く行為

### ②料金等の審査

<例>

- ・ 託送料金や経過措置小売料金の審査及び事後評価
- ・ 小売事業者の登録の審査

## ルールの整備等

### ①競争促進や消費者保護のルールづくり

→必要に応じ、経済産業大臣への建議等を行う

<例>

- ・ 各種ガイドラインの作成
- ・ 電力・ガス改革の詳細制度設計
- ・ 競争状況の評価や市場活性化策の検討

### ②広報・消費者保護の取組

<例>

- ・ 消費者や事業者向けの周知、相談の受付
- ・ 国民生活センター等との連携
- ・ 世界のエネルギー規制機関との連携

# 電力・ガス取引監視等委員会・専門会合の構成

## 電力・ガス取引監視等委員会

(委員長及び委員 4名で構成)

横山	明彦	委員長
武田	邦宣	委員長代理
岩船	由美子	委員
村松	久美子	委員
松村	敏弘	委員

料金制度  
専門会合

制度設計・監視  
専門会合

火力電源入札  
専門会合

電気の  
経過措置料金  
に関する  
専門会合

電取委の  
検証に関する  
専門会合

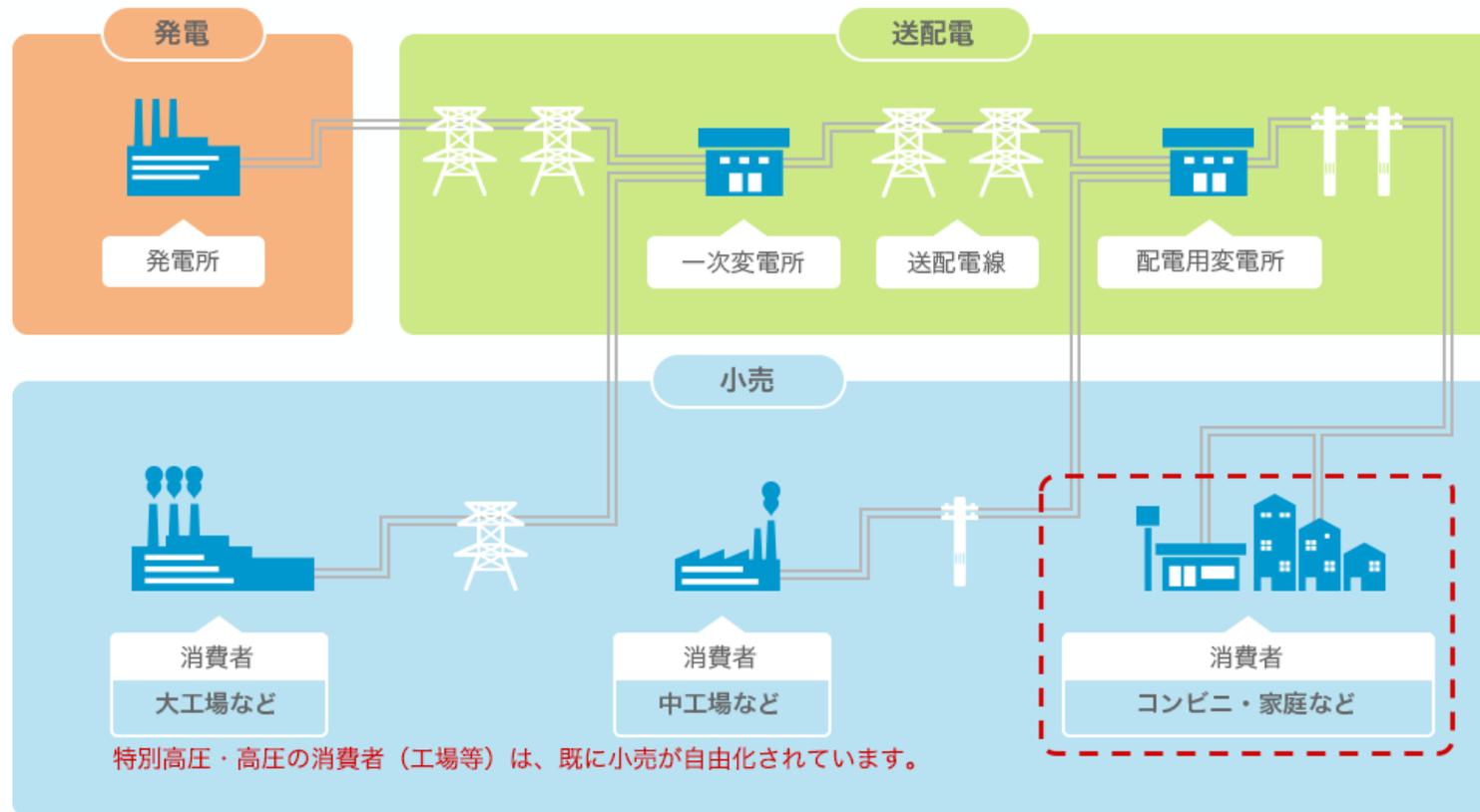
**1. 電気料金制度の全体像**

2. 規制料金制度について

3. 規制料金制度に関する直近の動き

# 電力供給の仕組み

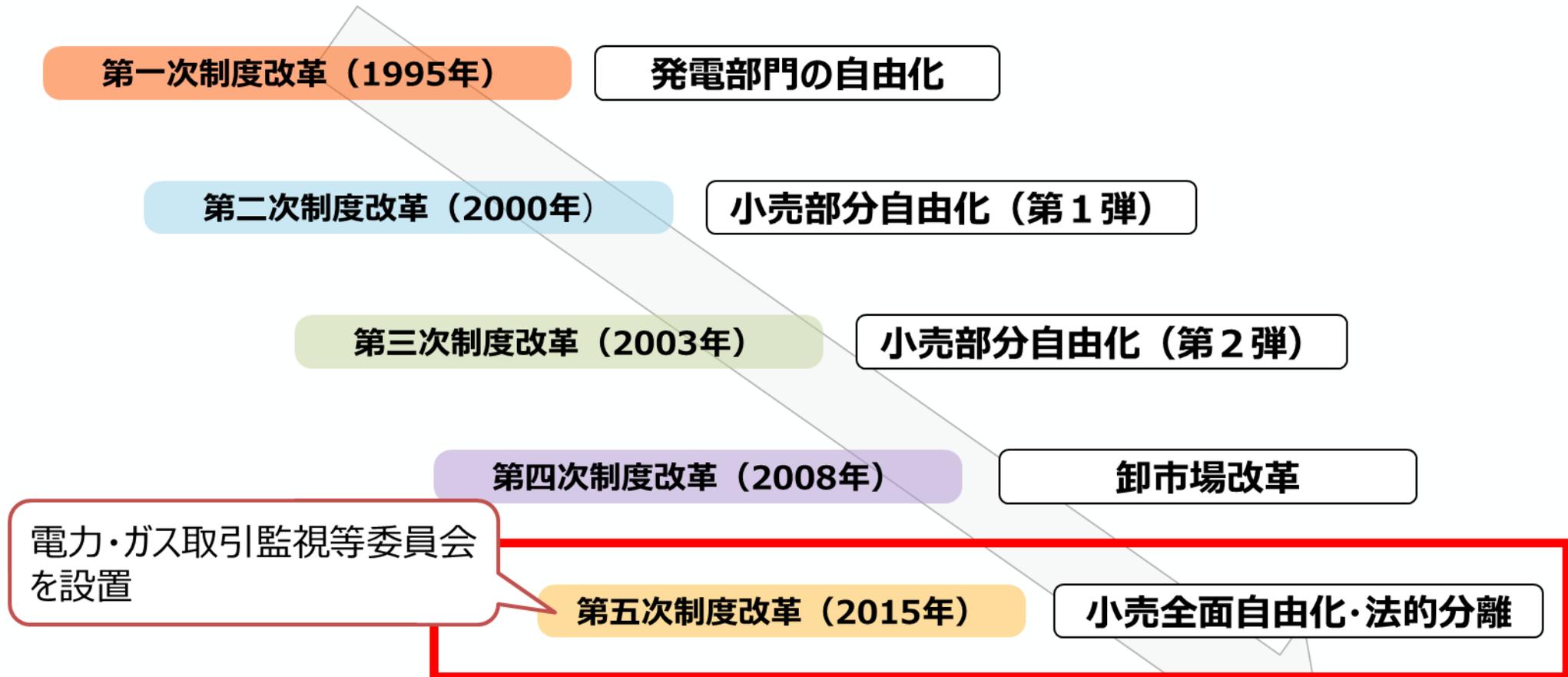
- 電力は、【発電所→送電線→変電所→配電線】の経路をたどって、各ご家庭まで供給される。
- また、電力の供給システムは、①**発電部門**、②**送配電部門**、③**小売部門**の大まかに3つの部門に分類されている。



赤枠内の（低圧）消費者への小売が  
2016年4月に自由化されます。

# これまでの日本の電力制度改革の歩み

- 日本の電気事業制度は、**1995年以降2015年までに**、発電部門における競争原理の導入や小売部門の自由化対象の順次拡大など、**5段階の改革**を実施。

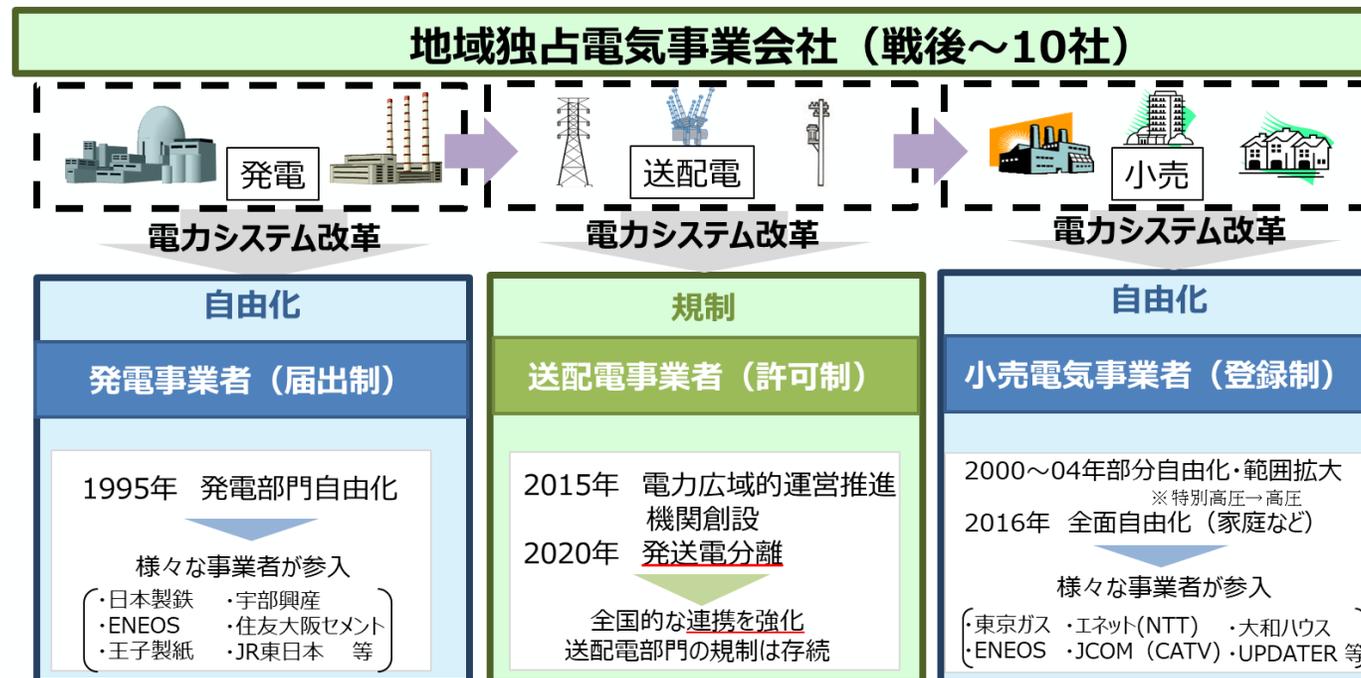


# 電力システム改革（第五次制度改革）の全体像

①安定供給の確保②電気料金の最大限の抑制③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大等を目的に、1995年以降、段階的に電力システム改革を実施。

- 送配電事業 → 従来型の規制存置（許可制、地域独占、総括原価、需給調整責任）
- 小売事業 → **自由化**（登録制、供給力確保義務） + **電取委**※を通じた適正な競争の確保
- 発電事業 → **自由化**（届出制、経産大臣の供給命令に従う義務） + 供給計画を通じた供給力全体の管理

※電力・ガス取引  
監視等委員会



# 電力の小売全面自由化の経緯

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）が進められてきた。
- 2016年4月からは、一般家庭やコンビニ等を含めた全ての需要家が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。ただし、需要家保護の観点から、規制料金が残されている。



(注) 需要家保護のため、経過措置として、少なくとも2020年まで規制料金を残すこととされ、今日まで存置（需要家は規制料金も選択可能）。

1. 電気料金制度の全体像

**2. 規制料金制度について**

3. 規制料金制度に関する直近の動き

# 規制料金（特定小売供給約款料金）の位置づけ

- 2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、**低圧需要家向けの小売規制料金**について**経過措置を講じることとされた**。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、**引き続き、規制料金（特定小売供給約款料金）が存続**されている。
- 大手電力会社は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則に基づいて特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも、認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった特定小売供給約款が**以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている**。
  - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
  - ② 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
  - ③ みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
  - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## (参考) 電気事業法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第72号) 附則 (抜粋)

### (みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)

**第十八条** みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**2** 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一** 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二** 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三** みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四** 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

**3～8** (略)

# (参考) 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令 (平成二十七年経済産業省令第五十六号) (抜粋)

## (特定小売供給約款の認可の申請)

### 第二十一条 (略)

2 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の特定小売供給約款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

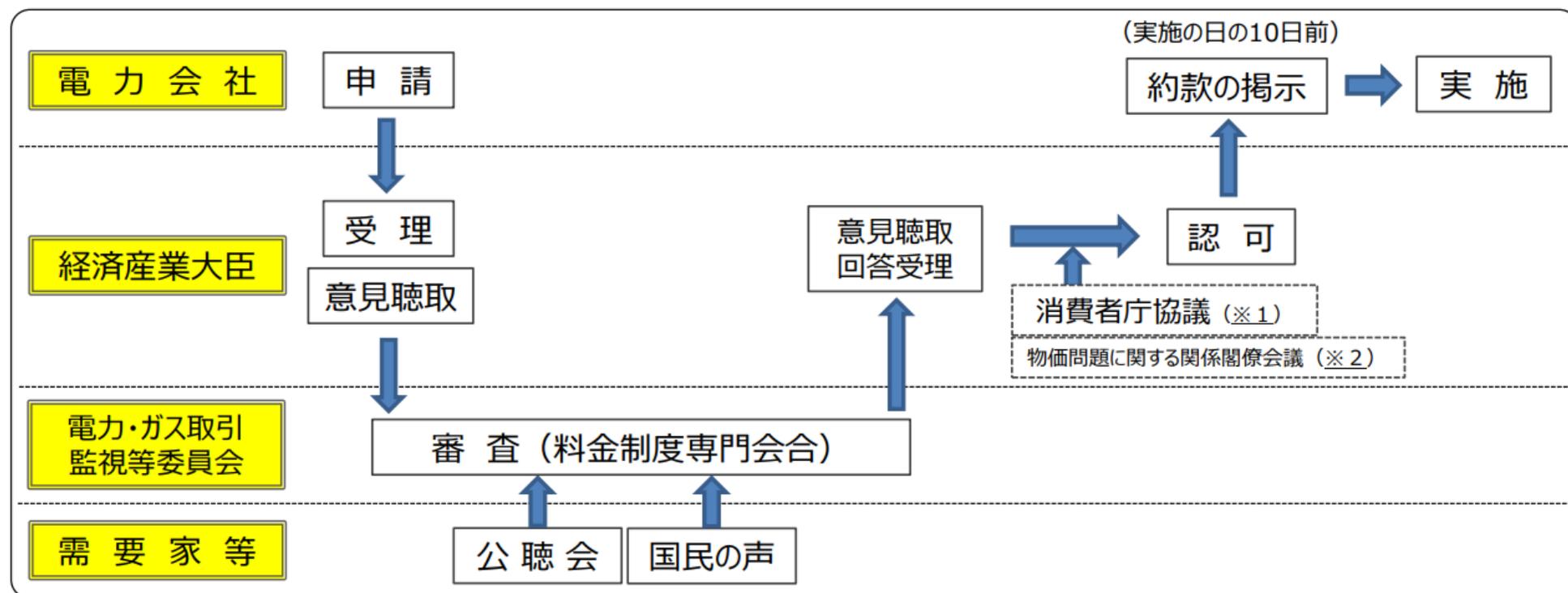
二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定小売供給約款

三 第二十条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「賦課金額のみの変更」という。）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとする場合にあっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四 第二十条第五号又は第六号の事項を変更しようとする場合にあっては、電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

# 規制料金（特定小売供給約款料金）の認可手続

- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第1項に基づき、大手電力会社から規制料金の改定申請が行われた場合、以下のフローに基づいて、認可に向けた手続が行われることとなる。



(※1) 物価担当官会議申し合わせ（平成23年3月14日）に基づく。

(※2) 物価問題に関する関係閣僚会議（平成5年8月24日閣議口頭了解）について

○構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官。

○会議は、長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とし、内閣官房長官が主宰。会議の庶務は、消費者庁において処理。

## (参考) 電気事業法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第72号) 附則 (抜粋)

### (公聴会)

**第二十二條** 経済産業大臣は、附則第十六條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三條第三項 (特定小売供給約款に係るものに限る。) 又は附則第十七條第一項 (指定旧供給区域の増加に係るものに限る。)、第十八條第一項若しくは第二十條第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

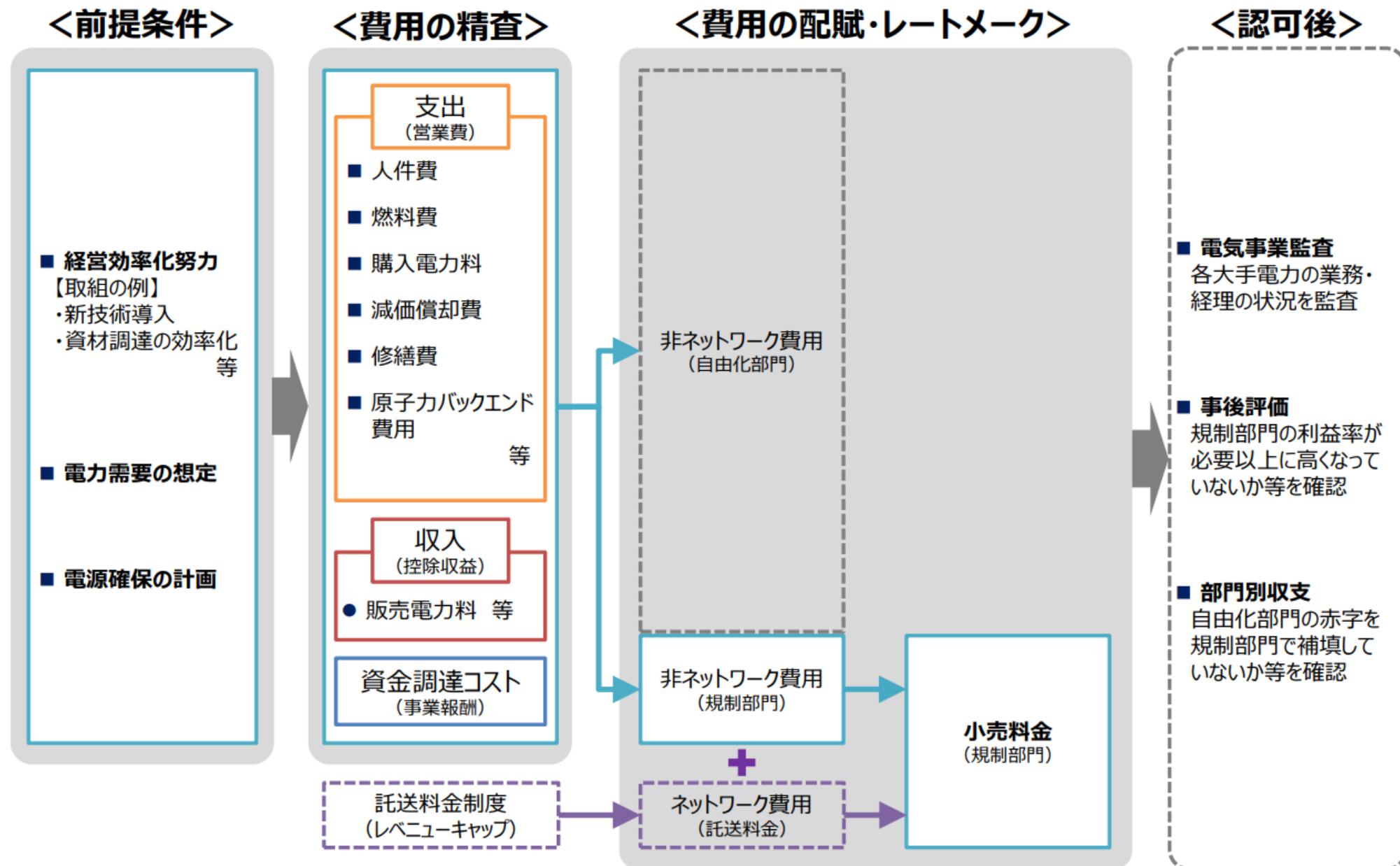
**第二十五條の五** 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第九條第一項若しくは第四項、第十八條第一項又は第二十條第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六 (略)

2 (略)

# 規制料金（特定小売供給約款料金）の算定・審査フロー



# 当委員会の対応（原価算定期間終了後の事後評価）

- みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、電気事業法に基づき、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。
- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づき、以下の基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP	実施内容	補足	STEP	実施内容	補足
STEP 1 電気事業利益率 による基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値及び②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認 ⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ</li> </ul>	<b>【STEP1～5 関連】</b> ・原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外	STEP 3 行政による評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認 ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u></li> </ul>	<b>【STEP3関連】</b> ・事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価  <b>【STEP4関連】</b> ・事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める
STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額（一定水準額）及び⑤自由化部門の収支を確認 ⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ</li> </ul>		STEP 4 報告徴収及び 事業者による説明 の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施 ⇒ <u>事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ</u></li> </ul>	
			STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可 申請命令の発動	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認 ⇒ <u>当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動</u></li> </ul>	<b>【STEP5関連】</b> 特定旧法第23条第1項の要件 ・ <u>料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき</u>

# 経営効率化の概要・関係法令における規定

- 電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則では、規制料金（特定小売供給約款料金）が「**能率的な経営の下における適正な原価**」に基づくことを認可の条件としており、各費用の性格に応じて、**適切な経営効率化を織り込んだ原価査定**を行う。

## 電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則

### （みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

**第十八条** みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二～四 （略）

## みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第1節 基本的考え方

1・2 （略）

3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。

4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。

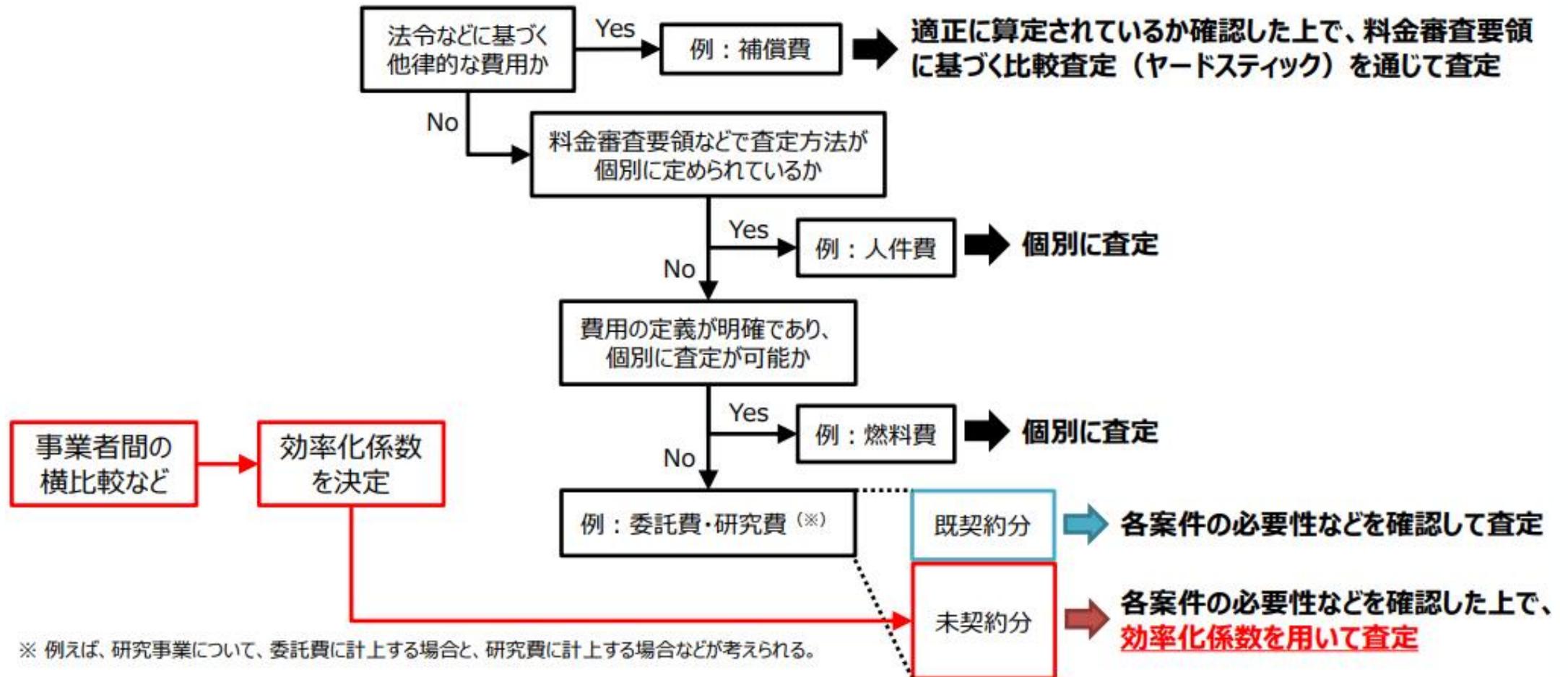
5・6 （略）

# 電気料金を構成する各費目の分類

分類①	分類②	分類③
変動的な費目	固定的な費目のうち、 法令・契約・外部要因等による制約を受ける費目	固定的な費目のうち、 分類②を除いた費目
燃料費	公租公課	人件費（給料手当など）
廃棄物処理費	補償費	修繕費
他社購入電源費	賃借料	委託費
他社販売電源料	損害保険料	普及開発関係費
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	養成費
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	研究費
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	減価償却費
	特定放射性廃棄物処分費	固定資産除却費
	原子力発電施設解体費	消耗品費
	原子力廃止関連仮勘定償却費	諸費
	非化石証書購入費	建設分担関連費振替額（貸方）
	貸倒損	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
	電力費振替勘定（貸方）	開発費、同償却
	共有設備費等分担額、同（貸方）	
	株式交付費、同償却	
	社債発行費、同償却	
	電気事業報酬	

# ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数による査定との関係

- 各費目について、ヤードスティック査定と、効率化係数による査定との基本的な使い分けのフローは下図のとおりである。



# (参考) 効率化係数の設定の考え方

- 前述のとおり、効率化係数は、「**効率化の深掘りの余地**」を推定し、**査定に用いる係数**である。
- 効率化係数の設定にあたっては、まず、以下の視点を踏まえることが考えられる。
  - ① **自社の過去水準**と比較して、**妥当な水準**であるか。
  - ② **コスト効率の良い他事業者（ベンチマーク）**と比較して、**妥当な水準**であるか。
- その上で、**ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促していくことも重要**である。
- 上記の視点を踏まえ、以下の考え方に基づき、**発電部門・販売部門の効率化係数**を算定した。
  - ① **自社の過去水準**と同等の水準まで効率化を求める。
  - ② ①に加え、**費用水準の上位**（発電部門については上位1～4位、販売部門については上位1～5位）の**平均値をベンチマーク**として、**激変緩和の観点（50%）も加味しつつ、効率化の深掘り**を求める。
  - ③ さらに、2023年1月の経済財政諮問会議で、内閣府から提出された「**中長期の経済財政に関する試算**」において、**成長実現ケースとして試算したシナリオ**で、**全要素生産性（TFP）の上昇率**を年1.4%としていることを参考に、**継続的な効率化として年1.4%**を求める。
  - ④ ①～③を基に計算した効率化について、**原価算定期間（3年間）で達成**する。
- なお、今回の効率化係数の算定に当たっては、事業者間で、料金原価への効率化の織り込みの考え方などが異なっているため、**公平性・透明性を担保する観点から、各事業者の過去の実績値を用いること**で、**恣意性を排除**することとした。

# (参考) 効率化係数の設定方法 (イメージ)

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

パターン	①	②	③	④	⑤	⑥
費用水準	今回申請 ↓ 過去6年平均 ↓	今回申請 ↓		過去6年平均 ↓ 今回申請 ↓	過去6年平均	
		過去6年平均	今回申請 ↓ 過去6年平均		今回申請	過去6年平均 ↓ 今回申請

↓  
継続的な効率化

**ベンチマーク**  
発電：1～4位の平均  
販売：1～5位の平均

↓ : 自社の過去水準と同等の水準まで効率化を求める。

↓ : ベンチマークまで深掘りを求める。(※激変緩和の観点(50%)も考慮)

↓ : ベンチマークに満足すること無く、継続的な効率化を促す。(※年1.4%)

# (参考) ヤードスティック査定 (比較査定) の概要

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

- ヤードスティック査定 (比較査定) は、みなし小売電気事業者に効率化努力を促すための制度であり、料金審査要領において、以下の方法に基づき行うこととされている。
  - ✓ **一般経費**※について、その適正性を審査した上で、電源部門及び非電源部門に区分し、各部門において、①**原価算定期間中の単価水準** (一般経費の単価水準 (円/kWh)) と、②**単価変化率** (一般経費の単価水準の前回改定からの変化率 (%)) を算定する。  
※役員給与、給料手当、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損など。
  - ✓ 上記の**単価水準及び単価変化率**は、事業者間の**相対比較**※によって点数評価した上で、各事業者を**グループⅠからⅢ**に分類し、**グループⅡ及びⅢ**に区分される申請事業者について、それぞれの査定率に応じた額を「**効率化努力目標額**」として査定する。  
※単価水準及び単価変化率の比較は、申請事業者及びそれ以外の事業者 (比較事業者) が認可を受けた原価又は届け出た原価等を基に行う。
  - ✓ 「**効率化努力目標額**」は、**適正性を審査した一般経費のうち、個別査定を行わない経費の電源部門及び非電源部門ごとの額に査定率を乗じて算定**する。なお、査定率は、料金審査要領で次のとおり定められている。

区分	区分基準点数	効率化努力目標額の設定
グループⅠ	121点以上200点以下	0円とする。
グループⅡ	79点以上120点以下	査定率を1.5%とする。
グループⅢ	0点以上78点以下	査定率を3.0%とする。

# 各事業者の申請概要及び査定結果

- 2023年5月の規制料金改定について、当初申請の概要及び査定結果は、以下のとおり。

(単位：億円、単位未満は四捨五入)

	北海道電力			東北電力			東京電力EP			北陸電力			中国電力			四国電力			沖縄電力		
	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 12-14	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果	現行 13-15	当初 申請	査定 結果	現行 08	当初 申請	査定 結果
燃料費	2,098	3,582	3,209	4,938	11,299	10,936	24,538	-	-	1,023	3,992	3,658	2,910	5,468	5,326	1,280	2,447	2,248	394	971	932
購入電力料	912	1,940	1,990	3,540	9,016	6,492	7,898	67,097	55,483	413	2,038	2,007	1,710	4,868	4,590	641	2,321	2,136	139	507	476
販売電力料	▲34	▲934	▲1,190	▲2,065	▲7,107	▲6,186	▲1,551	▲15,310	▲11,055	▲618	▲2,192	▲1,991	▲263	▲2,248	▲2,136	▲180	▲1,744	▲1,435	-	▲135	▲142
人件費	208	229	223	472	459	459	1,241	261	252	227	241	235	457	291	285	225	196	191	87	66	63
修繕費	540	434	352	722	868	797	1,686	1	1	337	415	408	438	488	455	310	317	279	85	80	74
減価償却費	537	355	347	1,002	971	947	2,779	98	88	642	329	320	525	701	681	284	329	319	92	87	85
その他※1	538	736	665	1,038	1,138	1,083	3,126	1,040	886	310	514	470	661	783	735	526	631	586	104	72	68
公租公課	195	208	181	363	481	432	1,014	141	94	193	200	179	255	308	275	137	167	155	23	31	26
原子力バック エンド費用	56	46	49	24	155	158	362	-	-	46	57	59	102	114	118	88	152	144	-	-	-
事業報酬	278	323	310	536	660	729	1,726	299	247	290	255	267	268	527	574	191	209	225	52	62	62
控除収益	▲52	▲127	▲127	▲91	▲161	▲166	▲341	▲62	▲62	▲31	▲113	▲113	▲92	▲282	▲283	▲64	▲188	▲194	▲11	▲8	▲8
総原価※2	5,277	6,792	6,008	10,480	17,779	15,680	42,478	53,563	45,934	2,833	5,737	5,497	6,971	11,018	10,620	3,437	4,836	4,654	967	1,732	1,635
規制料金 原価※3	1,341	1,763	1,611	2,705	3,570	3,297	10,093	13,037	11,638	423	607	591	1,100	1,425	1,388	629	798	774	606	859	828
規制料金原価 の改定率※4	-	31.4%	20.1%	-	32.0%	21.9%	-	29.2%	15.3%	-	43.4%	39.7%	-	29.5%	26.1%	-	26.8%	23.0%	-	41.7%	36.6%

※1 固定資産除却費及びその他経費を含む。

※2 送配電関連費を除く。

※3 送配電関連費を含む（「現行」及び「当初申請」にもレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味）。沖縄は規制料金全体（低圧・高圧）の数値。 ※4 「現行」との比較値。

1. 電気料金制度の全体像
2. 規制料金制度について
3. **規制料金制度に関する直近の動き**

### **3. 規制料金制度に関する直近の動き**

**(1) 調達改善に向けたフォローアップ**

(2) 規制料金の審査ルール改正に関する建議

# 消費者庁協議における消費者庁からの回答（抜粋）

（前略）今回の対応において不十分であると考えられる点に係る改善のポイントを以下のとおり示す。このポイントを踏まえ、自由化によっても変わらなかった仕組みの在り方の変革、課題の解決に向けた体制の改革が進められることを前提に協議案を了承する。

- 適正な原価水準の定量的な評価等が可能となるよう、審査体制の強化を図ること。
- 今回の協議プロセスにおいて、不正事案の影響の検証も含め、各電力会社のコスト効率化の取組をフォローアップする枠組みを新たに設けることが提案されたところ、これまでに指摘した、ミクロの実態を踏まえた検証の必要性や調達に係る有識者の知見の活用の必要性などを十分に踏まえたものとすること。また、消費者の意見が適切に反映されるようにする観点からも消費者庁の参画の上で検討を行うこと。その際、透明性が確保されるよう、検討の過程を公開すること。
- 今回の料金審査の過程において見直しの必要性が指摘されている「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」等の検討や、経過措置料金規制の解除に係る検討には、その検討段階から消費者庁が参画すること。

# フォローアップの方針①

- 電気の規制料金の変更認可に係る消費者庁との協議を踏まえ、**調達の効率化**に向けて、2023～25年度を「**集中改善期間**」とし、調達の効率化に向けて、当委員会で各事業者の取組をフォローアップしていく。
- 具体的には、電気の規制料金の改定を行った大手電力7社について、事業者ごとに**調達効率化に向けたロードマップ**の策定を求める。その上で、当委員会において、ロードマップの**策定状況**や、ロードマップを踏まえた**具体的な取組の進捗状況**などを確認する。
- 各事業者が策定したロードマップについては、競争に影響を与える項目を除いて、**料金制度専門会合に御報告し、公表**する。
- 料金制度専門会合では、各事業者が策定したロードマップや、それを踏まえた取組などについて、御議論・御指摘をいただく。その際は、**電力以外の他分野の知見を取り入れていくことで多角的な視点を確保**することを目指す。

# フォローアップの方針②

## 【ロードマップへの記載事項】

- ロードマップは、「①現状の課題認識⇒②今後の取組方針⇒③具体的な取組」という構成とし、具体的な取組については、**選定の理由・見込まれる効果・効果測定の方法などを記載**する。
- ロードマップの策定に当たっては、短期的な取組だけでなく、中期的な取組を含め、**聖域無く検討**する。また、これらの取組の**検討範囲の規模感**についても記載する。

## 【フォローアップの方法】

- ロードマップの策定に当たっては、**電力以外の他分野の知見を取り入れていくことが重要**である。そのため、**他分野の調達の有識者**から、当該分野における**調達の取組事例**などを聴取し、その内容を踏まえて、ロードマップの策定を進めていく。
- **ロードマップの策定状況**などは、**当委員会事務局が実施する事業者ヒアリング**で確認していく。また、当該ヒアリングについては、競争に影響を与える項目を除いて、**実施日時や議事概要**などを、**料金制度専門会合に御報告し、公表**する。
- なお、上記の事業者ヒアリングは、**消費者庁も参画する形で実施**する。

# 今年度以降の対応

- 2024年度以降は、「ロードマップに織り込まれた効率化施策」の進捗状況を確認するとともに、実績コストの推移もあわせて確認する。
- また、実績コストの推移の確認に当たって、「修繕費などの固定的な費目の合計額」に着目するとともに、当該コスト水準の立ち位置を分かりやすくする観点から、査定額との比較を行いつつ、フォローアップを行う。

### **3. 規制料金制度に関する直近の動き**

(1) 調達改善に向けたフォローアップ

(2) **規制料金の審査ルール改正に関する建議**

# 規制料金の審査ルールの改正に関する建議（2024年6月）

- 2023年5月に認可された電気の規制料金（特定小売供給約款料金）の変更認可申請の審査の結果を踏まえ、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（以下「料金算定規則」といいます。）などの審査ルールに関し、**当面の対応としてアップデートが必要な点について検討**を行った。
- その結果、料金算定規則をはじめとする関係法令等について、**所要の改正を行うよう経済産業大臣に建議**した。

## 経済産業大臣に対する建議事項（令和6年6月27日）

1. **みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の改正**  
みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）について、別紙を踏まえて改正すること。
2. **みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の改正**  
みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）について、別紙を踏まえて改正すること。
3. **みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領の改正**  
みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成28年3月28日付け20160325資第12号）別添1）について、別紙を踏まえて改正すること。
4. **その他**  
その他の関係法令等について、別紙を踏まえて、必要に応じて改正すること。

# 個別論点の全体像（アップデート対象）

	分野	論点	見直しの方向性（概要）
①	購入・販売電力料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 容量拠出金・容量確保契約金額をはじめとした規定の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>容量拠出金・容量確保契約金額</b>について、<b>営業費・控除収益として、それぞれ織り込む旨を、料金審査要領で明確化する。</b> など</li> </ul>
②	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物価変動等への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 料金審査要領の<b>物価変動等に関する規定</b>について、以下のとおり改正する。</li> <li>✓ 「消費者物価及び雇用者所得等の変動見込みについては、<b>過去の一連の傾向として、消費者物価及び雇用者所得等が変動している場合</b>であって、かつ、<b>その傾向を合理的・客観的に評価し、その評価結果を適切に原価に反映することが可能な場合は、原価に反映することとし、審査に当たっては、当該反映の方法の適切性等を確認する。</b>」</li> </ul>
③	人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出向者給与負担に関する審査の考え方の明確化 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>発電・小売分野が自由競争の環境にあることから、他の電力会社などへの出向者</b>については、<b>料金原価への算入を認めない旨を、料金審査要領に明記する。</b> など</li> </ul>
④	事業報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自己資本報酬率の算定方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>β値</b>について、各事業者の申請日の前月末を起点とした「<b>直近10年間</b>」を算定期間とする旨を、料金審査要領に記載する。 など</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他人資本報酬率の算定方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>JERAも含めて他人資本報酬率を計算することをルール化</b>するべく、料金算定規則などを改正する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ レートベースの算定に含める電気事業者の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発電事業者である特別関係事業者について、<b>有価証券報告書上公表されている数値等をもとに適正に算定した「レートベースに相当する資産」に、「グループ全体の合理的に算定した持分比率」を乗じた金額を、事業報酬の算定過程に含める旨を、料金審査要領に記載する。</b> など</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一般送配電事業における事業報酬に係る文言見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「<b>認可の申請をした</b>」託送供給等約款に基づいて、<b>規制料金の事業報酬の算定を行うことには合理性があると考えられるため、当該算定を可能とするよう、料金算定規則を改正する。</b></li> </ul>
⑤	公租公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人税等の算定方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人税等を各事業者の<b>自己資本報酬相当額から逆算した額</b>として算定するよう、料金算定規則を改正する。</li> </ul>
⑥	費用の配賦	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 沖縄電力と他電力との算定方法の統一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>沖縄電力</b>についても、「<b>費用の配賦</b>」を行う総原価は<b>非NW費用に限定</b>するべく、料金算定規則を改正する。 など</li> </ul>
⑦	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「責任及び費用の負担」に関する審査の考え方の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「<b>責任に関する事項</b>」については、<b>みなし小売電気事業者の供給責任や損害賠償の免責事由等に関する事項を審査する旨を、料金審査要領に記載する。</b></li> </ul>

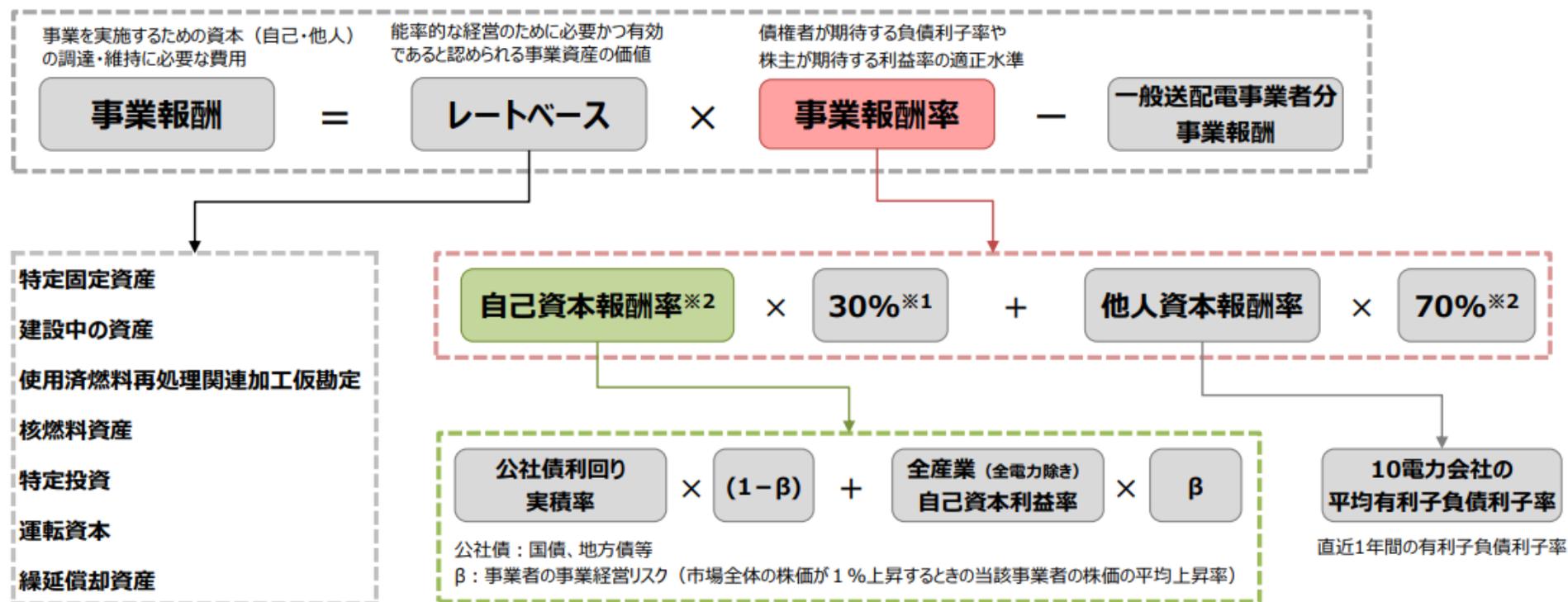
## (参考) 事業報酬の概要①

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、**資金を円滑に調達する必要がある**。電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの**資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ**、資金調達に支障が生じるため**事業を継続することができなくなる**。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）、②株式の発行等による調達（自己資本）のいずれかの手段により資金調達を行うところ、**銀行・社債等の債権者が期待する負債利子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合**、当該企業は**継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能**となる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、「**適正な利潤**」（**事業報酬**）として**電気料金から回収**することを認めている。
- その上で、**事業報酬は、レートベース**（事業資産の価値）に、**事業報酬率**（債権者や株主が期待するリターン）を乗じることで算定される。

## (参考) 事業報酬の概要②

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針より抜粋

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（ $\beta$ 値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実積率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。